平成２９年（フ）第１３４６号
千葉市稲毛区稲毛１丁目６番４号　エステートＰ２　202号
債務者　後藤　陽介
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３５８号
千葉市中央区村田町831番地　メゾン・アイランドＡ一102号
債務者　稲葉　峰由
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３７３号
千葉県市原市東国分寺台３丁目２番地７　ヴィラコスモ202号
債務者　中村　律子
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３９６号
千葉県浦安市猫実５丁目18番17―602号　村山ビルＮｏ．５
債務者　小島　　健
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３９９号
千葉市稲毛区園生町266番地２　アインズコート稲毛412号
債務者　吉永　晴雄
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４０６号
千葉県八千代市大和田新田1076番地72
債務者　野間　幸博
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４１５号
千葉県市川市行徳駅前３丁目６番10―405号（アブニールサクマ）
債務者　守屋　俊和
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４１７号
千葉県市川市妙典４丁目10番28―601号（クリサンテーム妙典Ⅱ）
債務者　宇田川由紀（旧姓小松原）
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４３３号
千葉市若葉区桜木北１丁目21番10号　長谷川アパート東
債務者　村瀬　　守
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４４６号
千葉市花見川区花見川１番５棟208号
債務者　山口　正美
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４９３号
千葉県船橋市上山町２丁目443番地１　フォレストロード102号
債務者　高橋　秀峰
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５４１号
千葉県市原市姉崎西２丁目10番地19　メゾンロワール103
債務者　竹内　　昇
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４７７号
静岡県伊豆の国市大仁１番地の12　市営帝産台住宅　103号
債務者　田中　慶子
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１８０７号
愛知県清須市春日上須ケ田128番地　レインボー春日５
債務者　橋本真里佳
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９２６号
愛知県春日井市八田町２丁目12番地８　フォーブル朝宮101号
債務者　有田　達也
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９２７号
愛知県春日井市八田町２丁目12番地８　フォーブル朝宮101号
債務者　有田　優梨
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部